



平成22年7月5日
内閣府(防災担当)
気 象 庁

12月1日は緊急地震速報の訓練を行いましょう

～ 緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練の呼びかけ ～

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が重要です。

内閣府と気象庁では、国民の皆様に見聞きした際の行動訓練を実施していただくため、緊急地震速報が法律上の警報・予報として位置づけられた12月1日に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施することとしています。

本年は下記の要領で実施します。この機会に、国民の皆様に見聞きした際の行動訓練に参加いただけますよう、内閣府と気象庁では呼びかけを行っています。

記

1. 実施日：平成22年12月1日(水)

2. 訓練の内容

- ①気象庁は、午前10時15分頃、訓練用の緊急地震速報(以下「訓練報」といいます。)を配信します。
- ②訓練にご協力いただける民間の緊急地震速報の配信事業者は、気象庁から配信された訓練報を、家庭や民間企業等に設置された緊急地震速報の受信端末に配信します。
- ③家庭や民間企業等の皆様は、受信端末で伝達される訓練報を見聞きすることにより、机の下に隠れるなど、身の安全を確保するための行動を試してください。その他の身の安全を確保する行動については、以下の気象庁ホームページに詳しく書いてありますので訓練の際の参考にしてください。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>

- ④国の機関や地方公共団体においても、同様に訓練を実施します。
- ⑤訓練にご協力いただける配信事業者や訓練に参加する機関については、追ってお知らせします。

※訓練報によらない訓練について

受信端末の訓練用の鳴動機能を使ったり、気象庁ホームページにある訓練キットを以下からダウンロードしパソコンにインストールすることで、上記の訓練報を使わなくても訓練を行うことができますので、この機会にお試しください。

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/usage/index.html>

3. 注意事項

以下の注意事項をご確認のうえ、混乱のないよう訓練を実施してください。

- ①事業者によっては、都合により訓練報を配信しない場合があります。お持ちの受信端末に訓練報が配信されるかどうかについては、ご契約の端末メーカーや配信事業者等に事前にお問い合わせください。

- ②この訓練では、全国的に受信端末を鳴動させる必要があることから、午前10時15分頃、短時間(10数秒程度内)に連続して7つの異なる訓練報を配信する予定です。お住まいの地域や受信端末の設定状況によっては、受信端末が複数回動作することがあります。訓練報を受信した際に受信端末がどのように動作するかについては、ご契約の端末メーカーや配信事業者等に事前にお問い合わせください。

- ③テレビや携帯電話では、訓練報は放送されません。

- ④訓練当日の地震の発生状況や気象状況によっては、訓練報の配信を中止あるいは内容を変更する場合があります。

<連絡・問い合わせ先>

●全般に関する問い合わせ

内閣府政策統括官(防災担当) 付

参事官(地震・火山・大規模水害対策担当) 付 渡真利、鈴置

Tel 03-5253-2111 (内51402、51403) Fax 03-3501-5199

●緊急地震速報の訓練の内容に関する問い合わせ

気象庁地震火山部管理課 内藤、相川

Tel 03-3212-8341 (内4505、4516) Fax 03-3212-2857